

第4章

介護保険事業計画の推進

第1節 第六期介護保険事業計画の策定

第2節 第1号被保険者数及び要支援・要介護認定者数の推移

第3節 介護保険サービスの利用状況

第4節 介護保険サービスの整備と利用者数の見込み

第5節 第1号被保険者の保険料

第6節 低所得者等への対応

第1節

第六期介護保険事業計画の策定

1. 第六期介護保険事業計画（平成27年度～29年度）の位置付け

介護保険制度は、須坂市が保険者となって制度の運営を行っています。

介護を社会全体で支えていくという制度の目的から、その財源は、公費で50%、第1号被保険者（65歳以上の方）と第2号被保険者（医療保険に加入している40歳から64歳の方）の保険料の50%でまかなわれています。須坂市は、介護保険法第117条に基づき、3年を1期とする介護保険事業計画を定め、この介護保険事業計画は介護サービスの整備計画であるとともに、須坂市の第1号被保険者の保険料の算定基礎となる計画となっています。

第六期介護保険事業計画は、団塊の世代（昭和22年～24年生まれ）が65歳以上となる平成27（2015）年、75歳以上の後期高齢者となる平成37（2025）年を見据える中で、第五期から開始された地域包括ケアシステムの実現に向けての方向性を承継していくものとして策定します。

2. 介護保険制度の改正内容

（1）地域包括ケアシステムの構築に向けた地域支援事業の充実（平成27年4月）

「在宅医療・介護連携の推進」「認知症施策の推進」「地域ケア会議の推進」「生活支援サービスの充実・強化」

（2）全国一律の予防給付（訪問介護・通所介護）を介護保険制度の地域支援事業で実施（平成30年3月まで）

（3）特別養護老人ホームを中重度者（原則要介護3以上）を支える機能へ重点化（平成27年4月）

（4）低所得者の保険料の軽減割合を拡大（平成27年4月）

（5）利用者の自己負担の見直し（平成27年8月）

① 一定以上所得のある利用者の自己負担の1割から2割への引き上げや、高額介護サービス費の上限額の引き上げ

② 低所得の施設利用者の居住費・食費の負担額の軽減について、対象要件に資産などを追加

（6）その他、小規模通所介護の地域密着型サービスへの移行（平成28年4月）や、サービス付き高齢者向け住宅の住所地特例への適用（平成27年4月）等

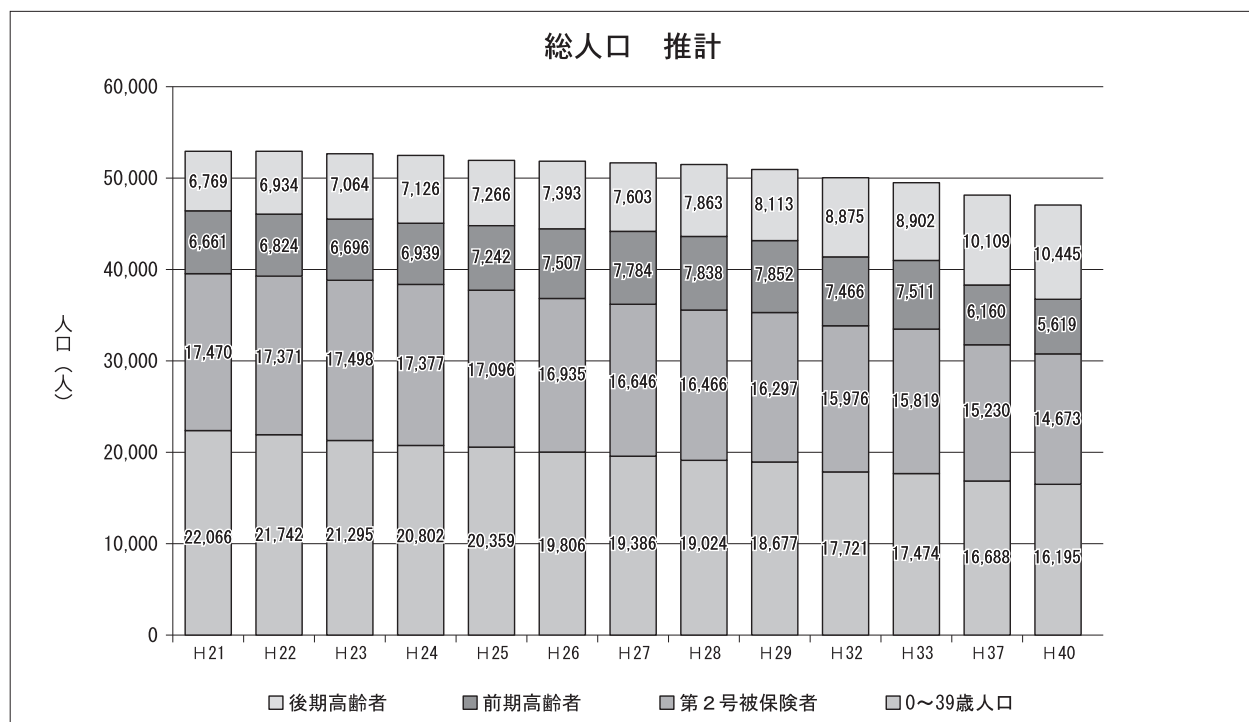
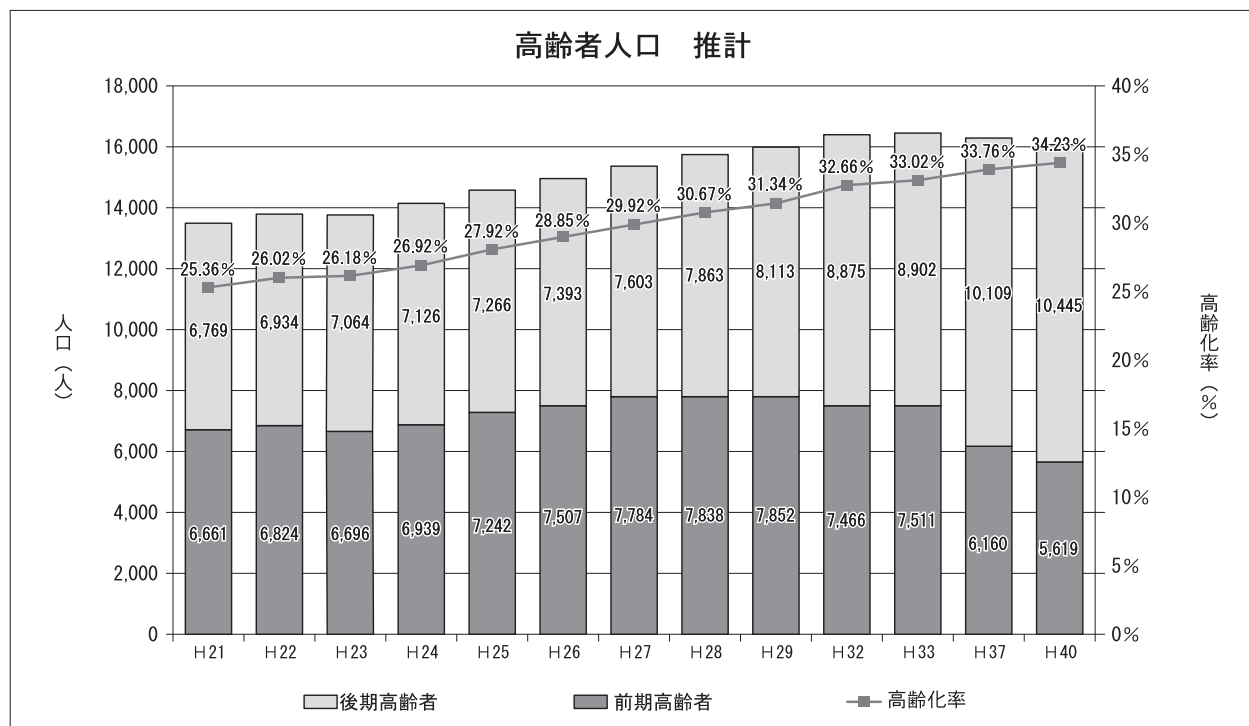
第2節

第1号被保険者数及び要支援・要介護認定者数の推移

1. 須坂市の人口の推移と将来推計

須坂市の人口は、0歳～39歳までの人口の減少が続いており、平成33年には、5万人を割り込むと推計しています。

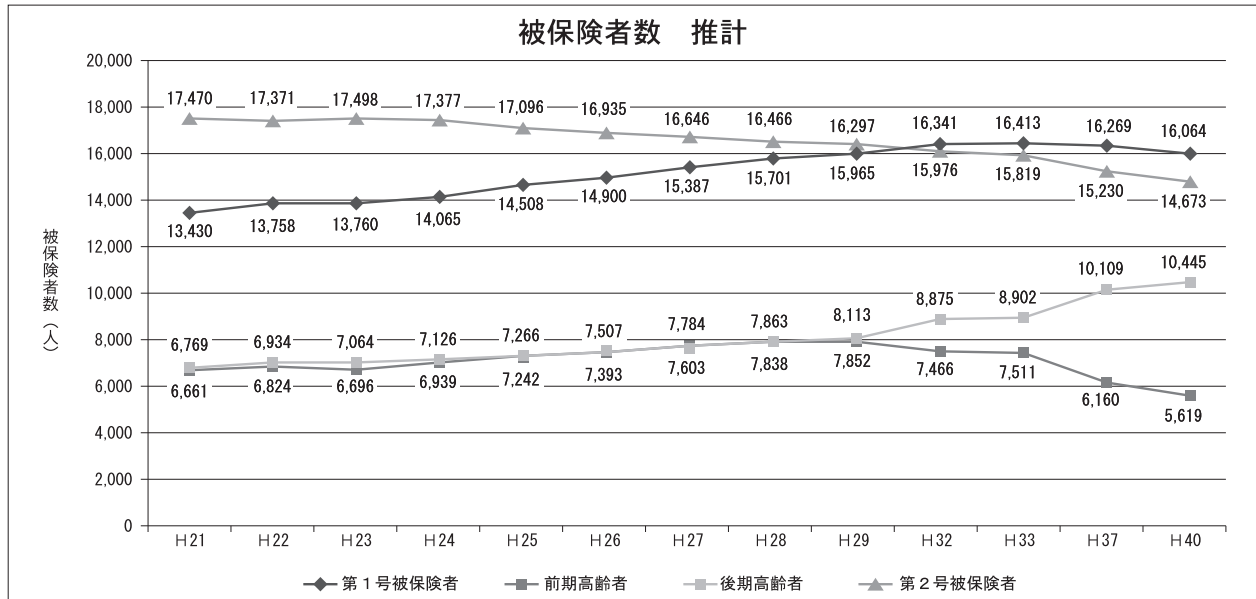
一方で、65歳以上の高齢者数は平成33年のピークまで上昇し、高齢化率も平成28年には30%を超えると推計しています。



2. 被保険者数の推移と将来推計

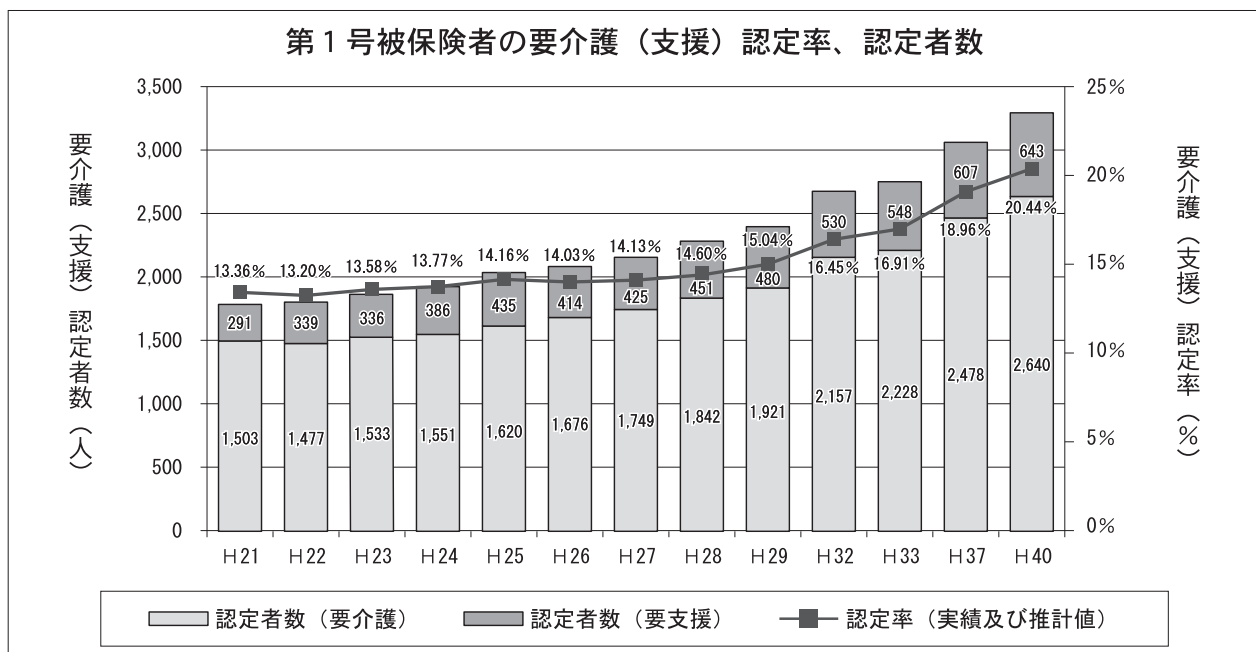
第1号被保険者は、平成33年のピークまで上昇した後、減少が見込まれます。後期高齢者数は、平成40年まで増加しますが、前期高齢者については、平成29年をピークに減少すると推計しています。

平成28年時点で前期高齢者数と後期高齢者数の反転が見られます。



3. 第1号被保険者の要介護（支援）認定率及び認定者数

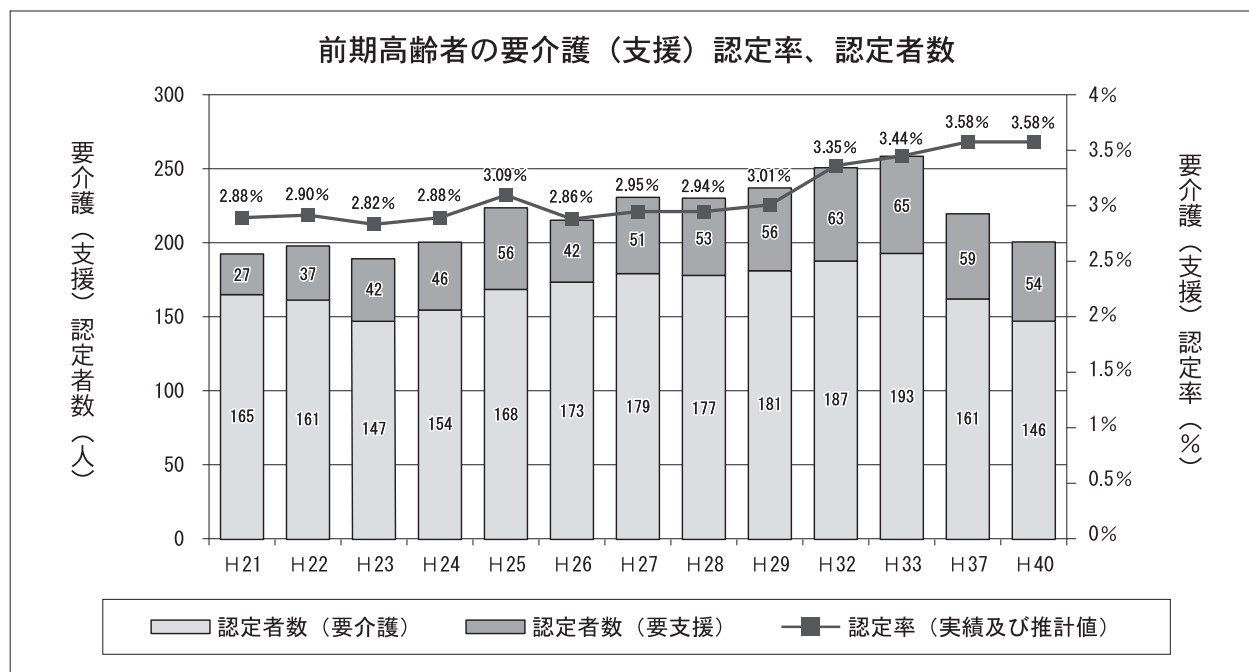
第1号被保険者の認定者数は、平成33年までは、被保険者の増加に比例して増加します。それ以降は、被保険者数は減少しますが、後期高齢者数の増加により、認定率及び認定者数も上昇すると推計しています。



4. 前期高齢者の要介護（支援）認定率及び認定者数

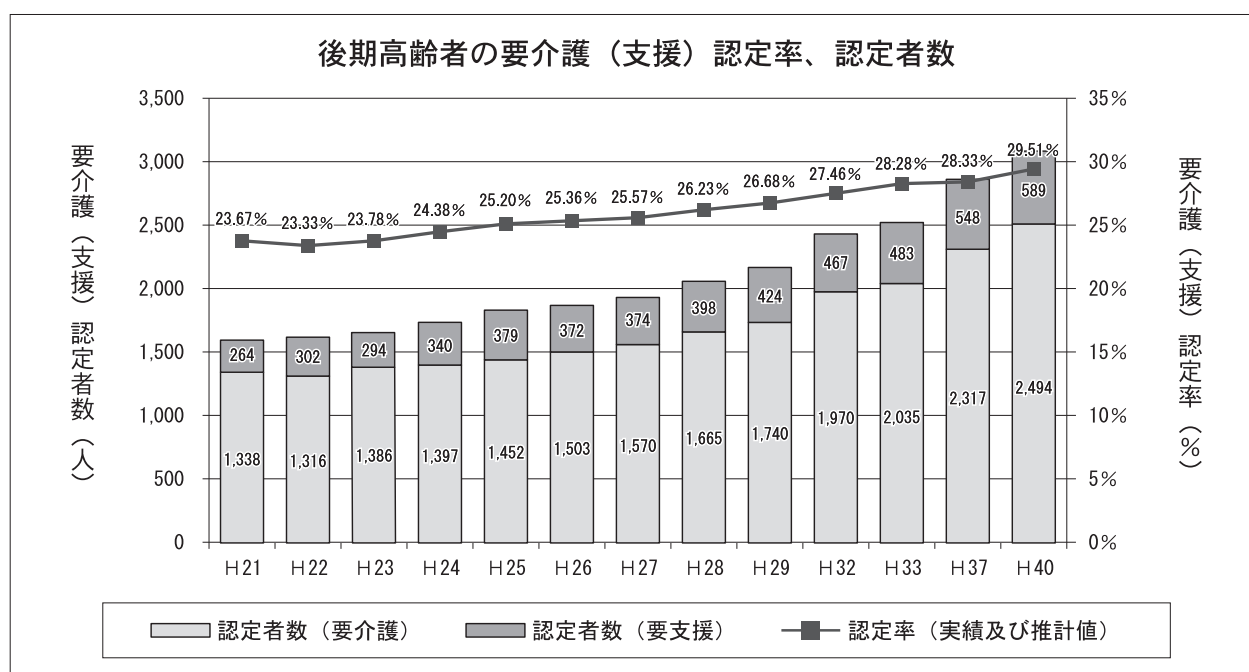
前期高齢者数は、平成29年をピークに減少が続くと見込まれますが、認定者数は平成33年まで増加し、以降は減少すると推計しています。

認定率は、認定者数の減少にかかわらず上昇すると推計しています。



5. 後期高齢者の要介護（支援）認定率及び認定者数

後期高齢者については、被保険者数、認定率ともに上昇が見込まれることから、認定者数についても上昇傾向が続くと推計しています。

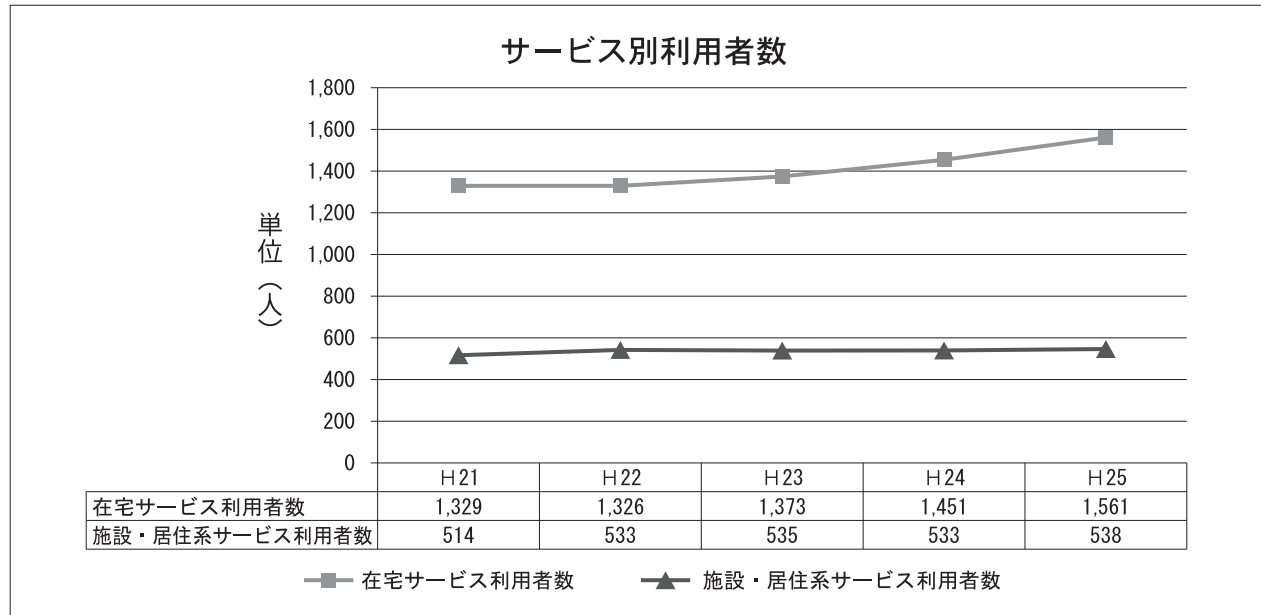


第3節

介護保険サービスの利用状況

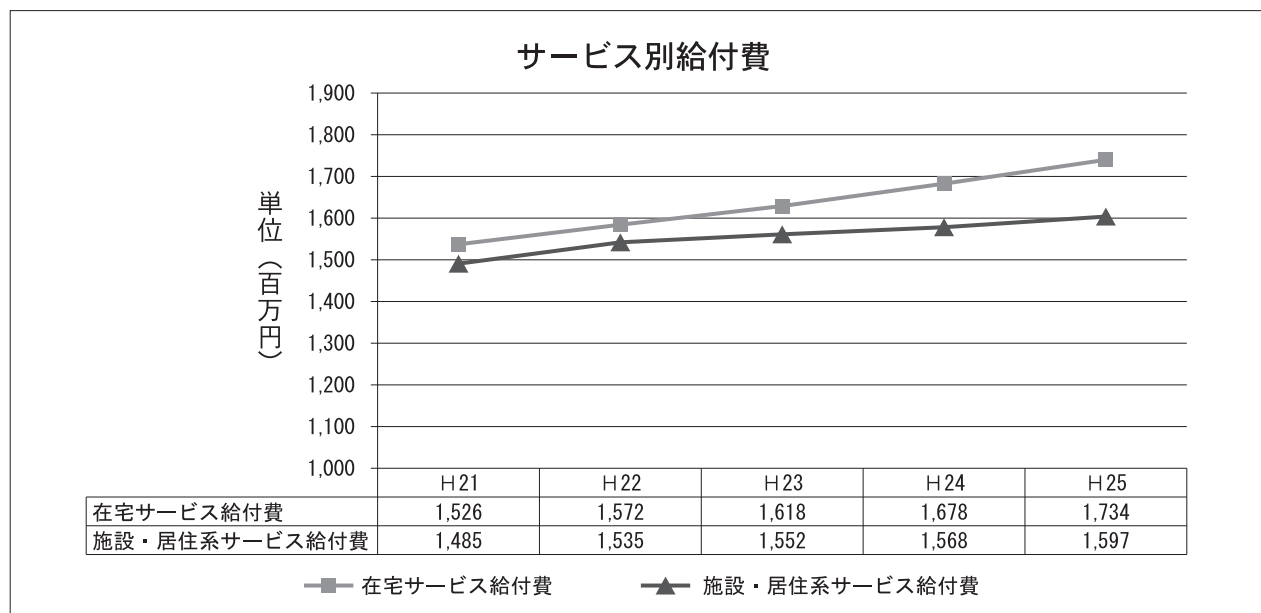
1. サービス別利用者数の実績

平成21年度から平成25年度までの間に、在宅サービスと施設・居住系サービス利用者数は、約15%の増加となっています。施設・居住系サービスの利用者はほぼ横ばいで推移していますが、在宅サービスの利用者は増加の傾向となっています。



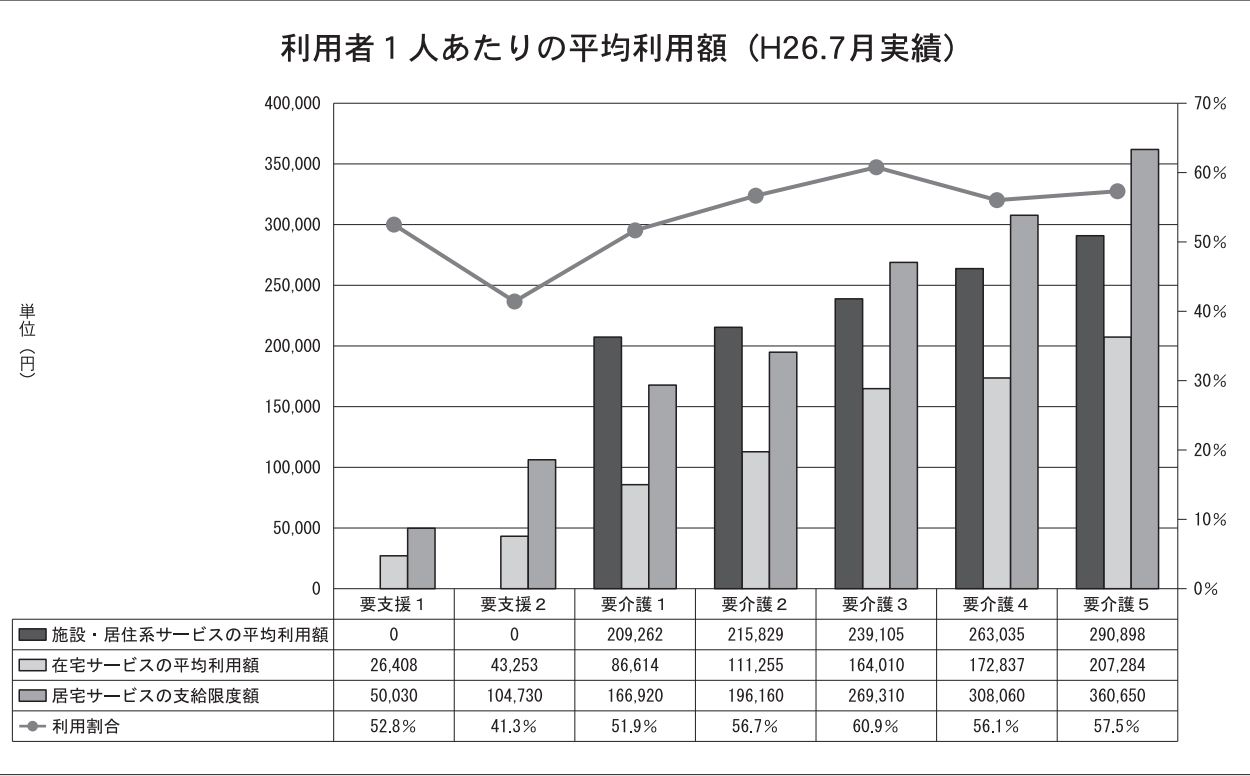
2. サービス別給付費の実績

平成21年度から平成25年度までの間に、施設・居住系サービス給付費は、7.5%、在宅サービス給付費は、13.6%の増加の傾向となっています。



3. サービスの平均利用額（月額）

サービス 1 人当たりの平均利用額は、要介護度が重度化するに従って増えています。支給限度額に対する平均利用割合も、重度化するに従って高まっている傾向が見られます。なお、第五期計画までは、利用者の自己負担分は、平均利用額の 1 割分です。（※第六期計画からは、所得に応じて 1 割または 2 割）



第4節

介護保険サービスの整備と利用者数の見込み

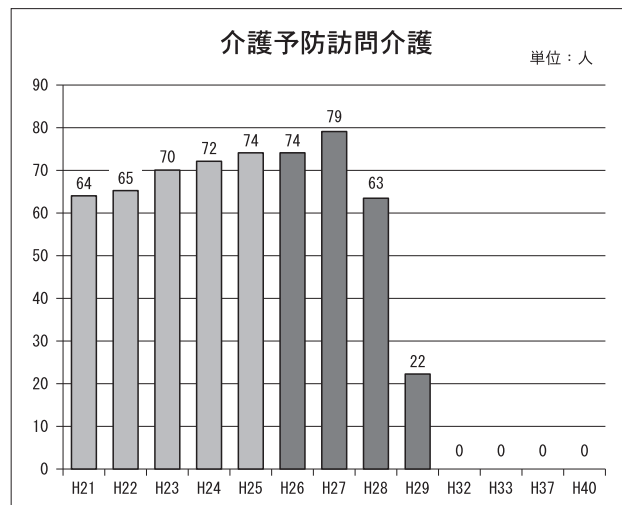
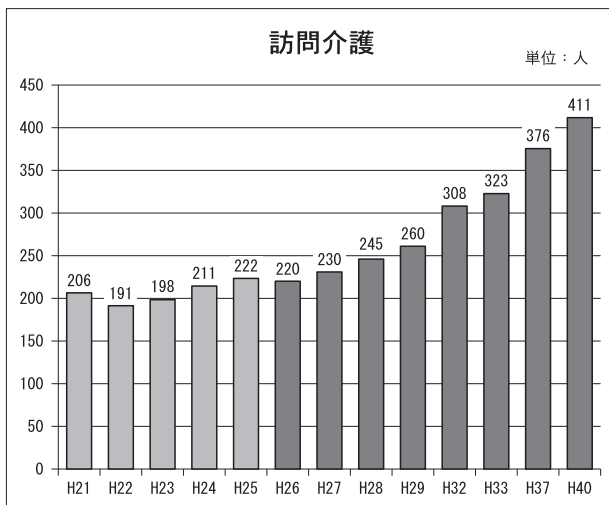
※グラフの数値は、各年度ごとの月平均であり、数値に小数点以下の数値がある場合は、切り上げて表示しています。

1. 介護保険サービスの充実

(1) 居宅サービスの提供

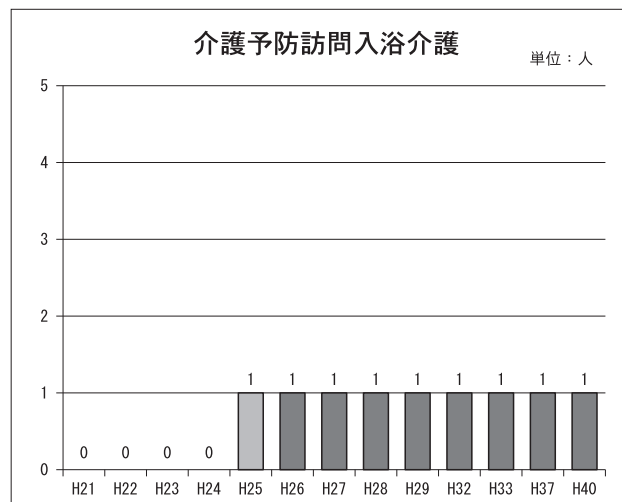
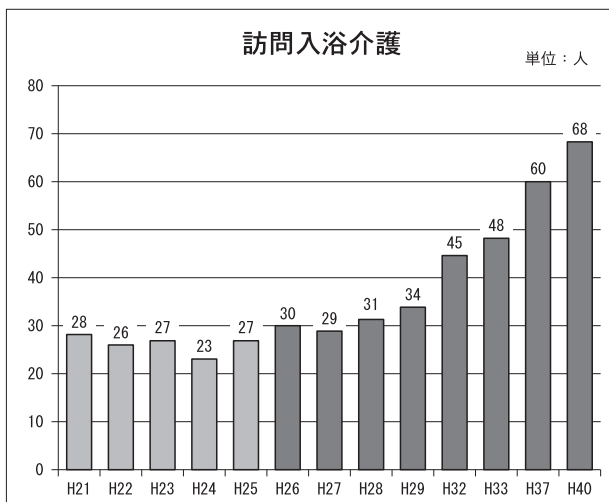
① 訪問介護

ホームヘルパーが家庭を訪問して、食事、入浴、排せつなどの身体介護、調理や買い物、洗濯や掃除などの生活援助、通院の乗降介助などを行います。



② 訪問入浴介護

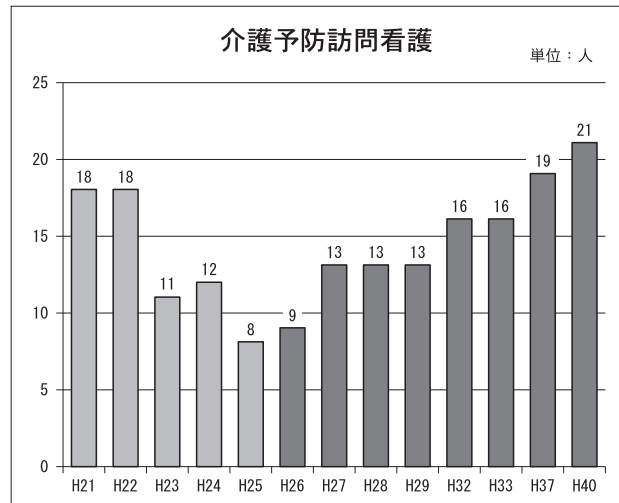
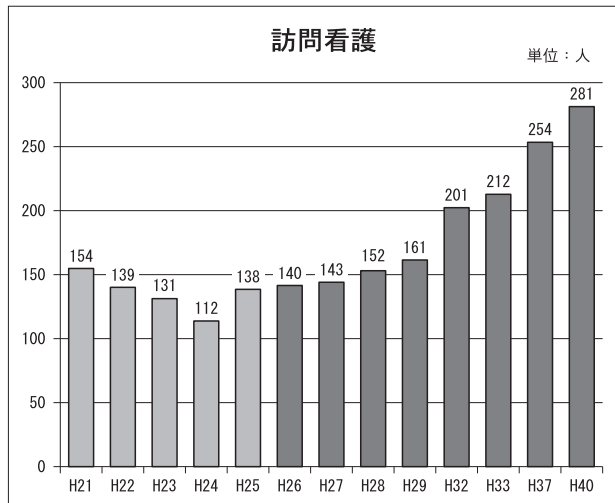
移動入浴車などで訪問し、入浴の介助を行います。



第4章 介護保険事業計画の推進

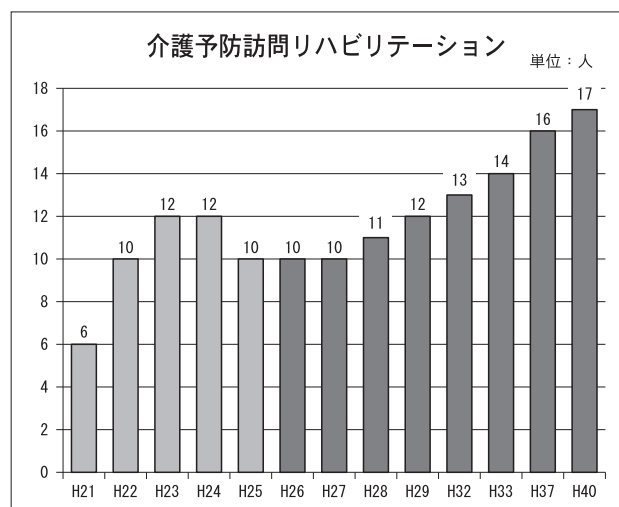
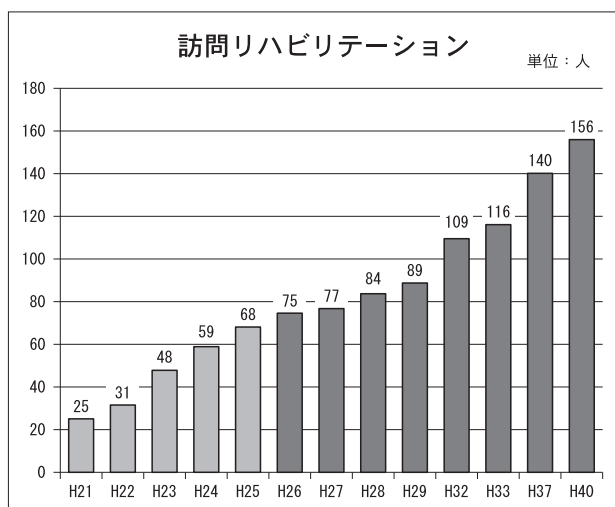
③ 訪問看護

看護師等による健康状態の観察、療養生活の援助、リハビリテーションを行います。



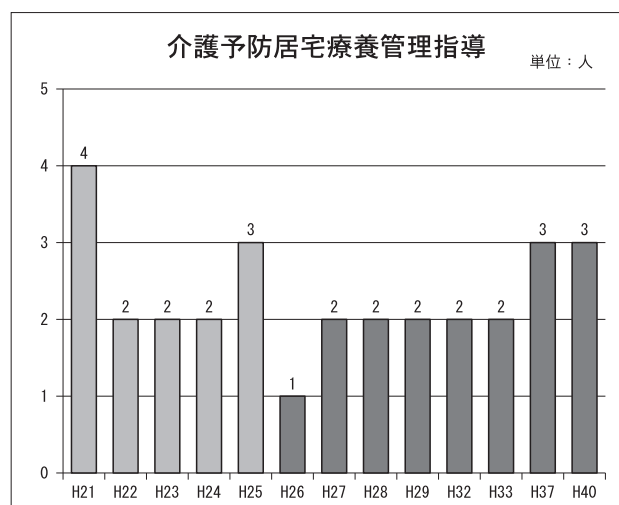
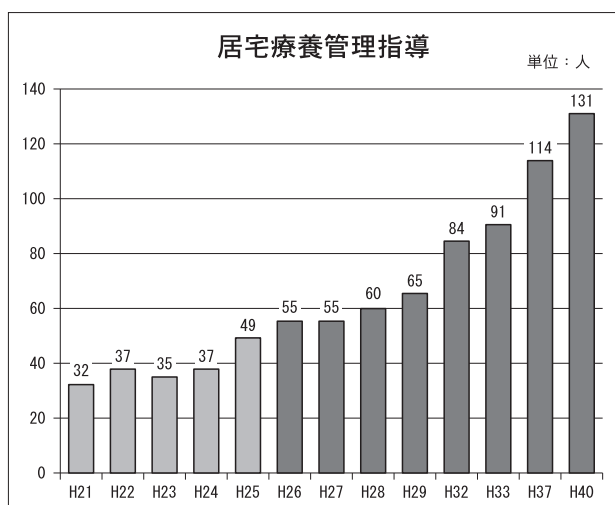
④ 訪問リハビリテーション

機能回復訓練の専門家が訪問し、リハビリテーションを行います。



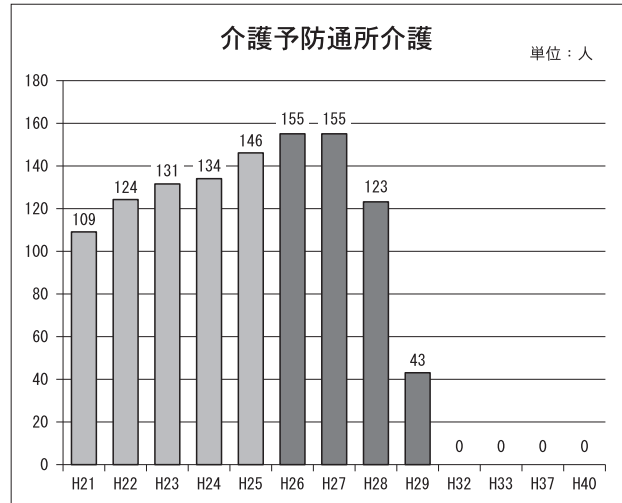
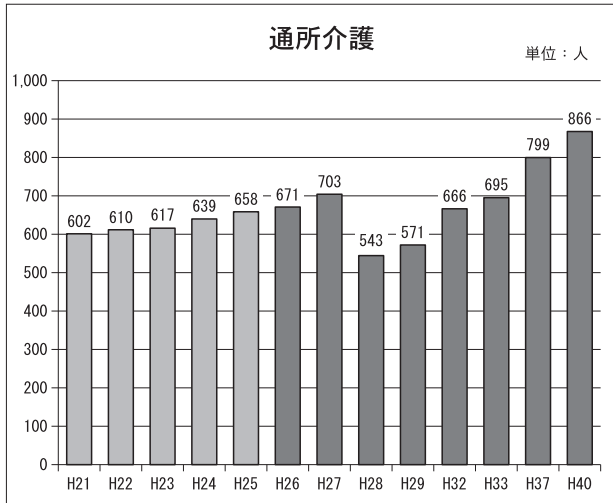
⑤ 居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師等が家庭を訪問して、医学的な管理や指導を行います。



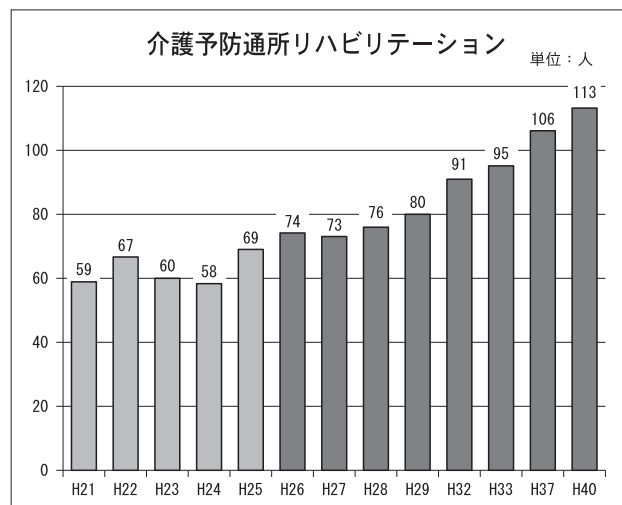
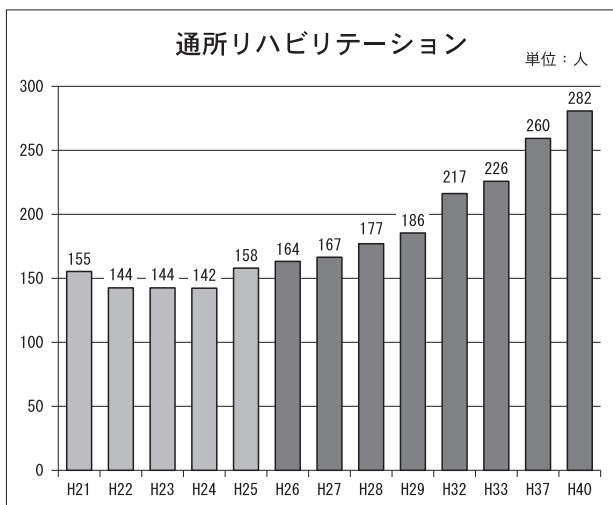
⑥ 通所介護

日帰りで食事や入浴などのサービスを行います。



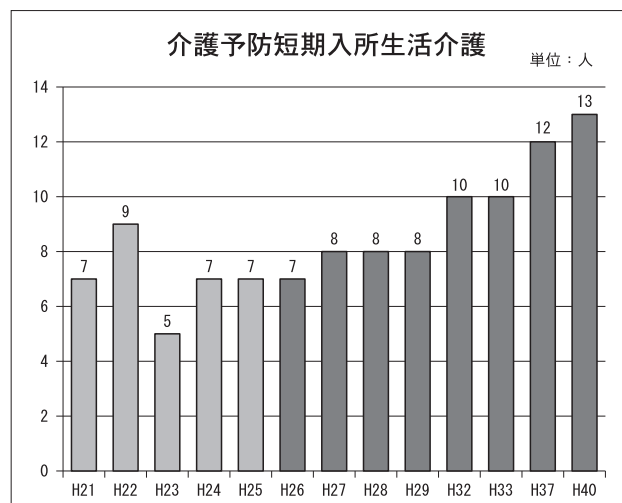
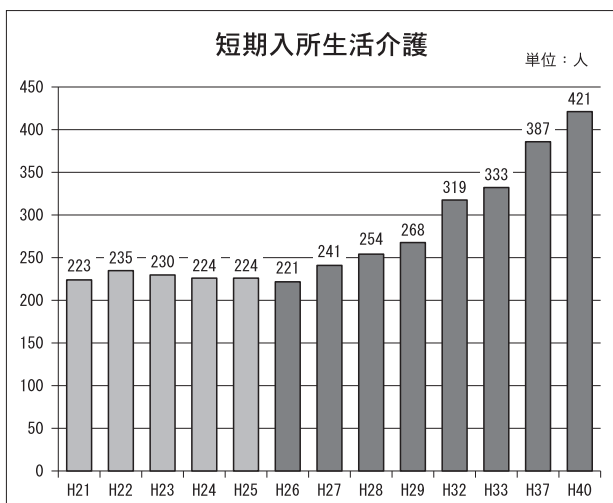
⑦ 通所リハビリテーション

介護老人保健施設や病院・診療所で、日帰りの機能訓練などを行います。



⑧ 短期入所生活介護

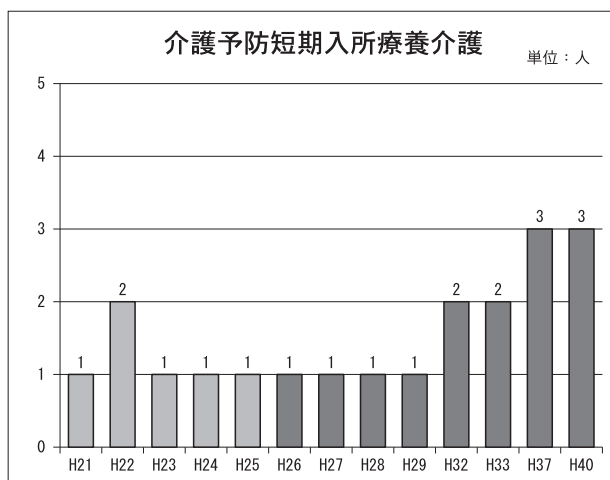
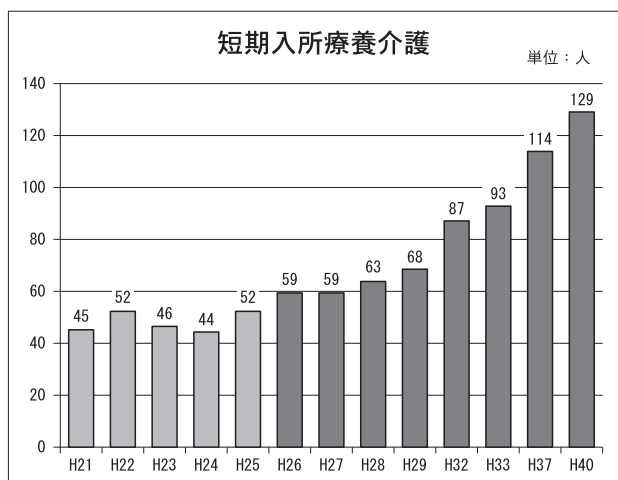
介護老人福祉施設などに短期間入所し、医療や介護、機能訓練を行います。



第4章 介護保険事業計画の推進

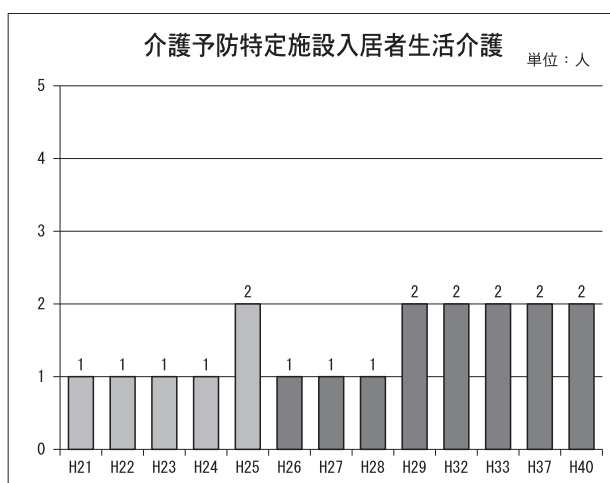
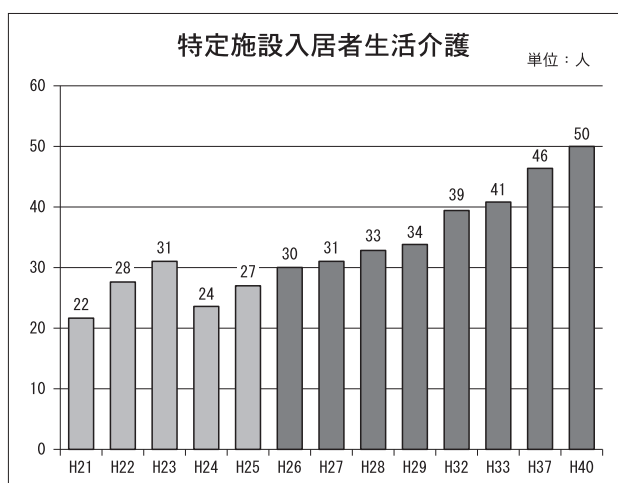
⑨ 短期入所療養介護

介護老人保健施設などに短期間入所し、医療や介護、機能訓練を行います。



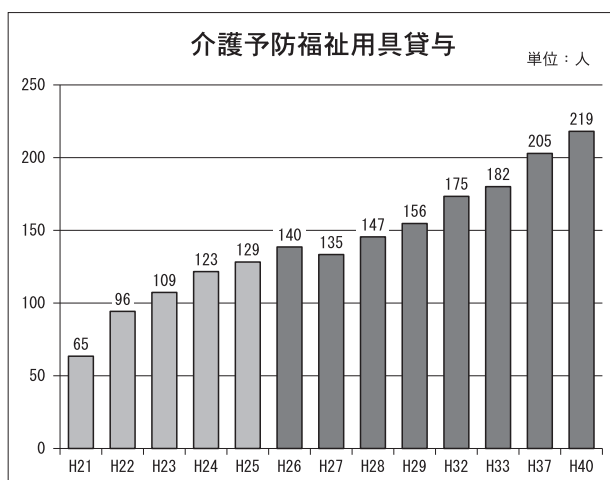
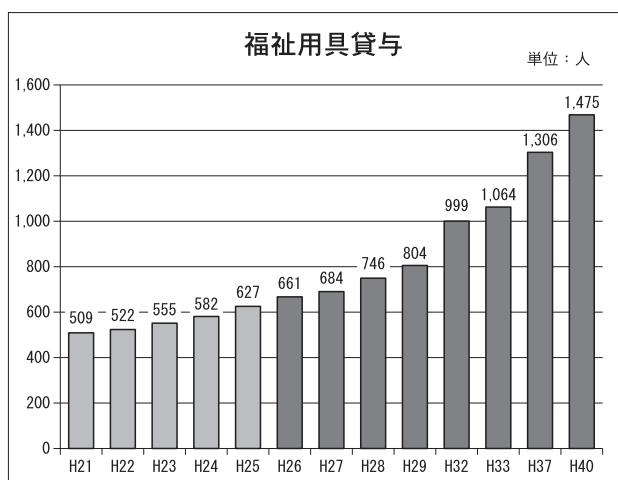
⑩ 特定施設入居者生活介護

有料老人ホームや軽費老人ホームなどにおいて、食事・入浴などの介護や支援、機能訓練を行います。



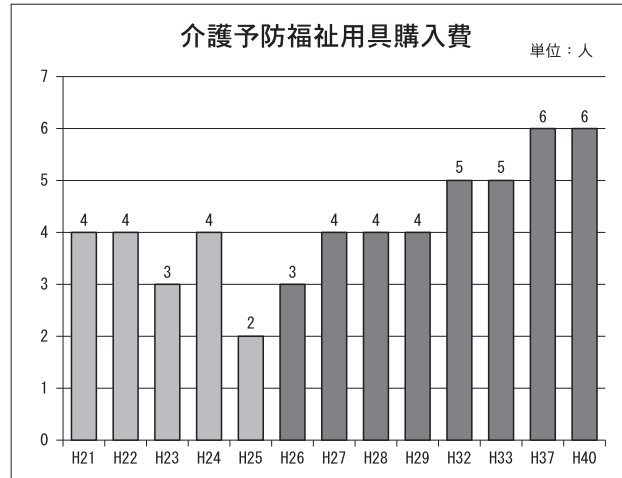
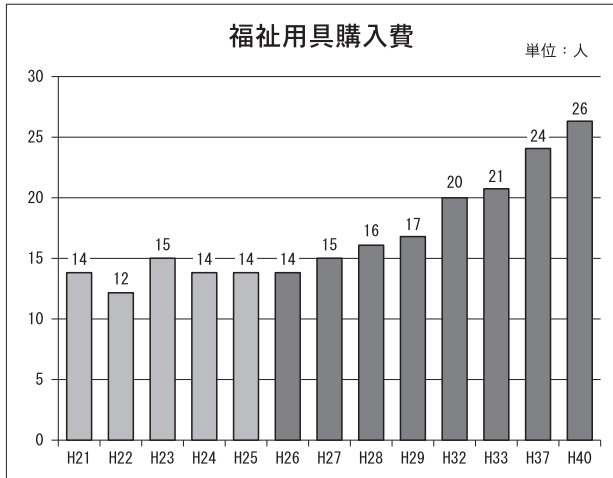
⑪ 福祉用具貸与

車いすや特殊寝台、歩行器や杖などの福祉用具を貸し出します。



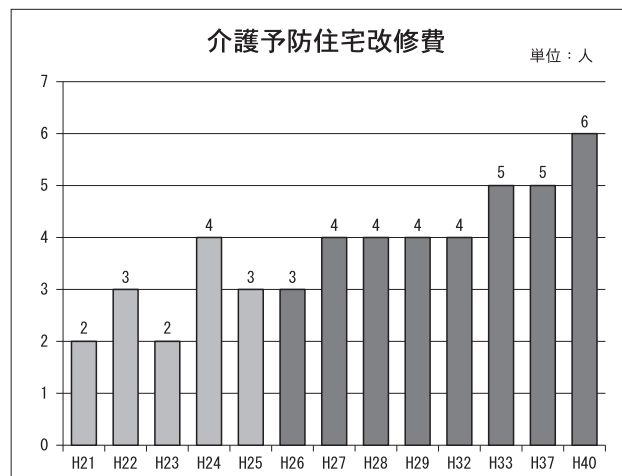
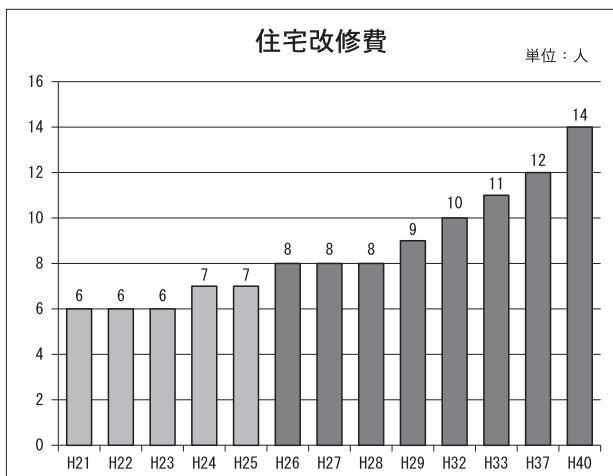
⑫ 特定福祉用具販売

腰掛便座や入浴補助用具などを購入した場合、福祉用具の購入費を支給します。



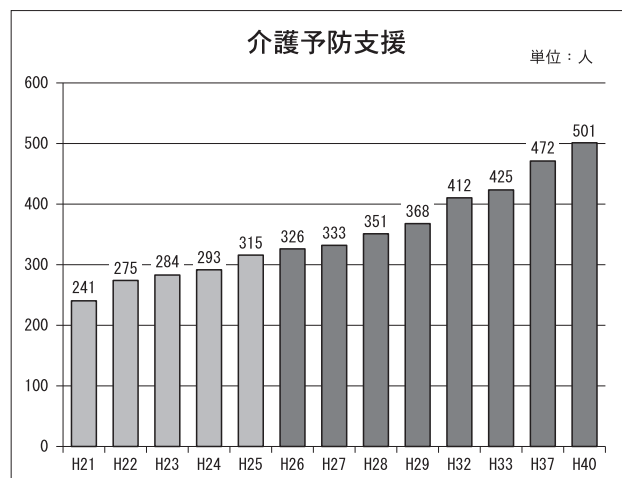
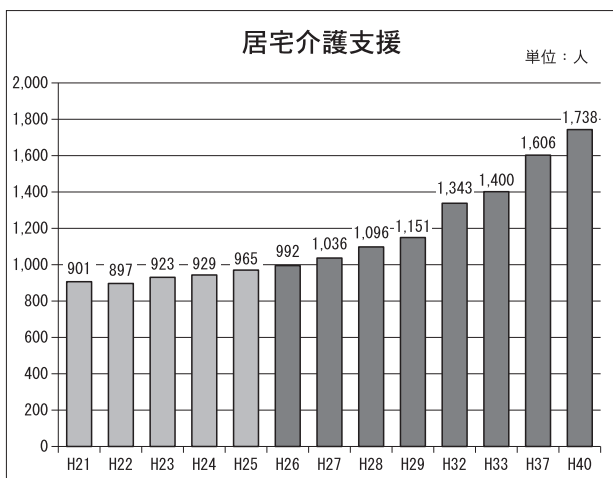
⑬ 住宅改修

手すり設置や段差解消などの小規模な住宅改修をした際、改修費用を支給します。



⑭ 居宅介護支援等

ケアマネジャー等が本人や家族と相談してケアプランを作成するほか、サービス提供事業者と調整をして利用者が安心して介護サービスを利用できるように支援します。

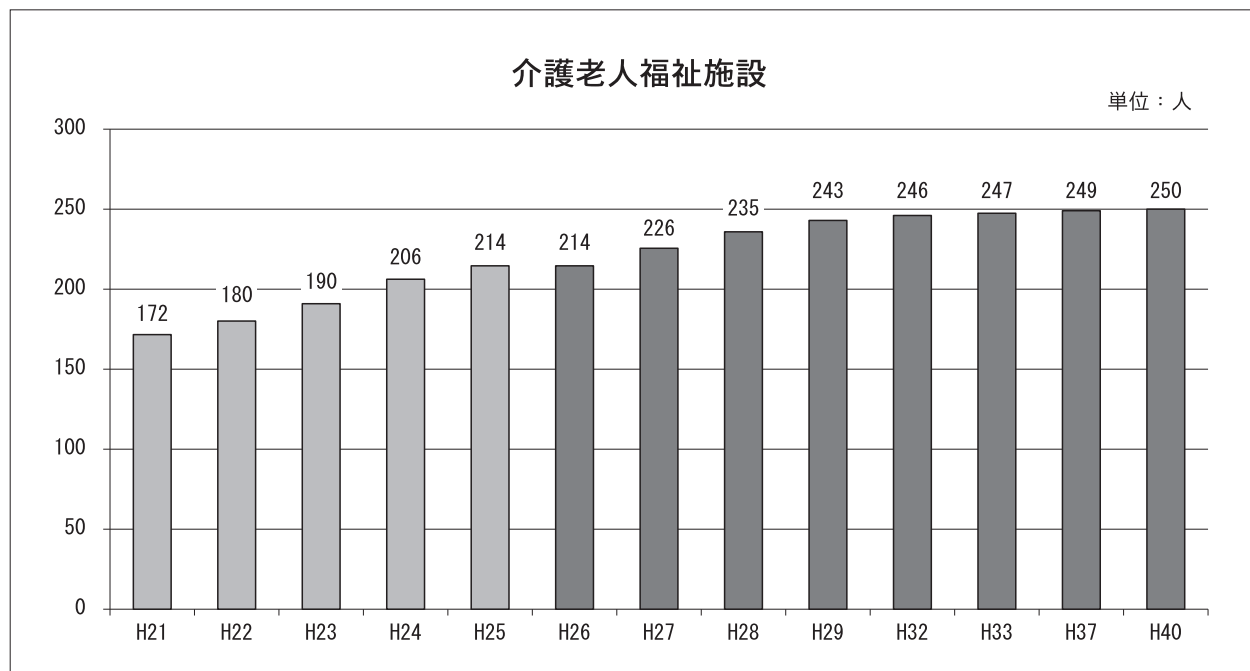


第4章 介護保険事業計画の推進

(2) 施設サービスの提供

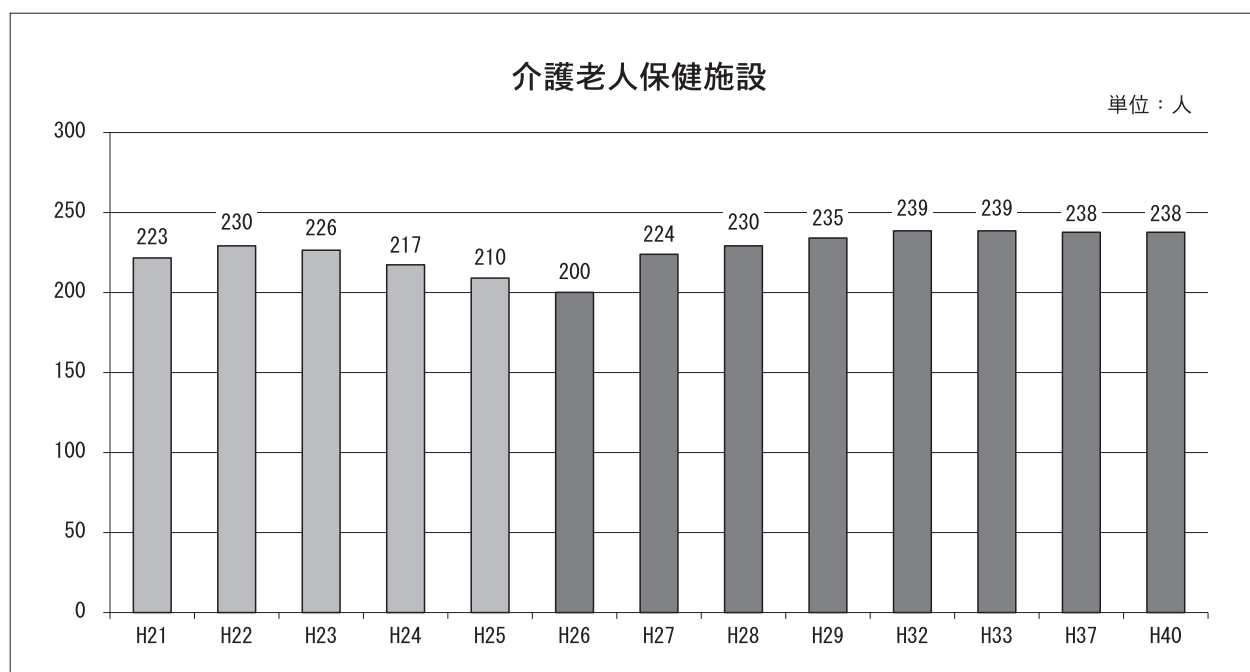
① 介護老人福祉施設

常に介護が必要で、自宅では介護できない方が対象の施設です。食事・入浴など日常生活の介護や健康管理が受けられます。



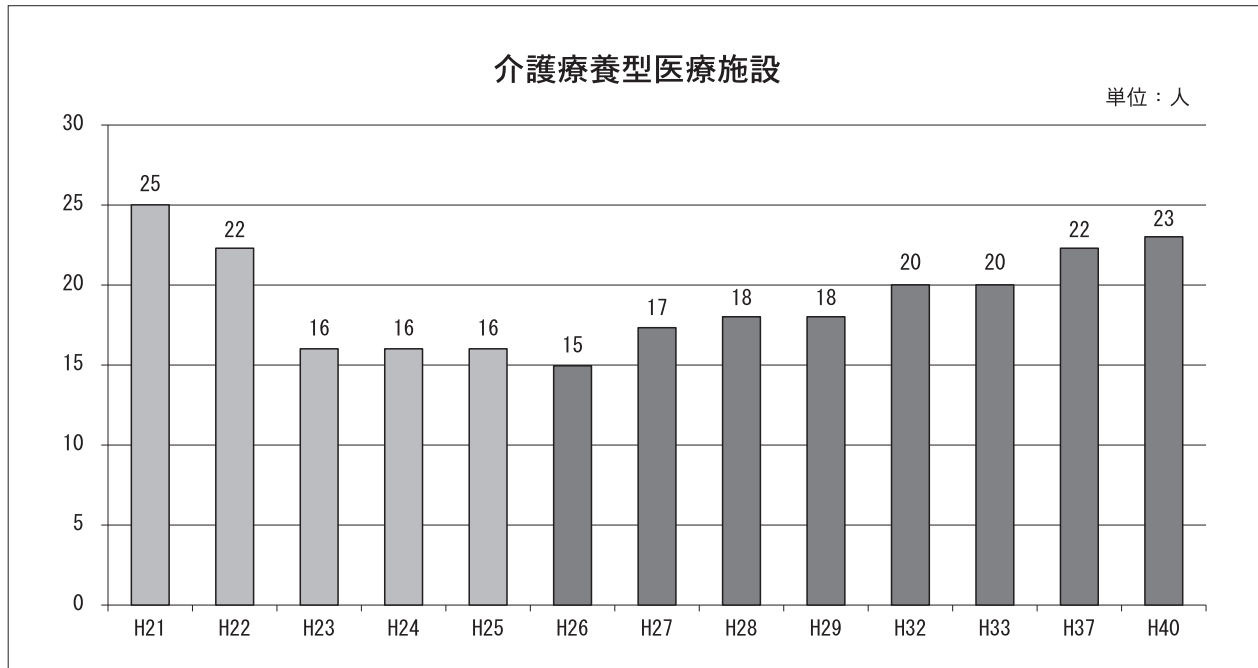
② 介護老人保健施設

症状が安定し、リハビリテーションに重点をおいた介護が必要な方が対象の施設です。医学的な管理のもとで介護や看護、リハビリテーションを受けられます。



③ 介護療養型医療施設

急性期の治療は終わり、症状は安定しているものの、長期間にわたり療養が必要な方が対象の施設で、介護等の世話、機能訓練、その他必要な医療が受けられます。



(3) 地域密着型サービス等

地域密着型サービスは、各市町村が独自に整備することができる介護保険サービスであるため、地域包括ケアの推進の中心として整備を進めていきます。

須坂市では第五期介護保険事業計画期間に「地域密着型特別養護老人ホーム」1施設を開設しましたが、今後の高齢者人口の増加を考慮する中で、第六期介護保険事業計画の中間年に当たる平成28年度に「地域密着型特別養護老人ホーム」の開所を見込みます。

① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

重度者を始めとした要介護高齢者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら、短時間の定期巡回型と随時の対応を行うサービスです。

現在、市内にはサービス提供事業所はありませんが、良質なサービス提供事業者の誘導に努めます。

② 夜間対応型訪問介護

居宅要介護者について、夜間、定期的な巡回訪問と通報により、居宅において介護福祉士等が入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話を行うサービスです。

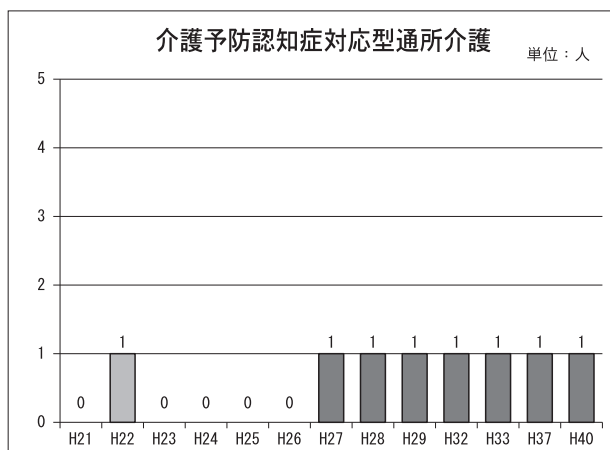
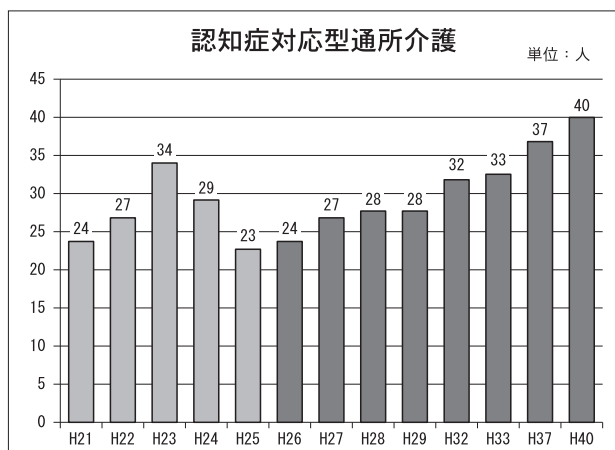
現在、市内にはサービス提供事業所はありませんが、良質なサービス提供事業者の誘導に努めます。

第4章 介護保険事業計画の推進

③ 認知症対応型通所介護（認知症高齢者専用デイサービス）

居宅要介護者の認知症高齢者が、日帰りの介護施設に通い、その施設において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練を受けるサービスです。現在、市内に1施設（定員12人）が整備されています。

本計画での当該サービスの新規施設は見込みませんでしたが、良質なサービス提供事業者の誘導に努めます。

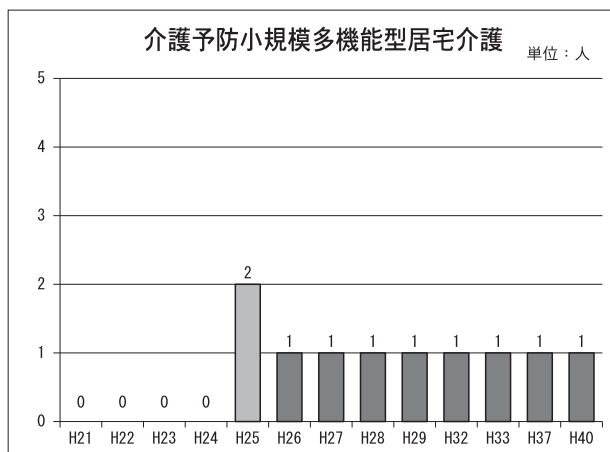
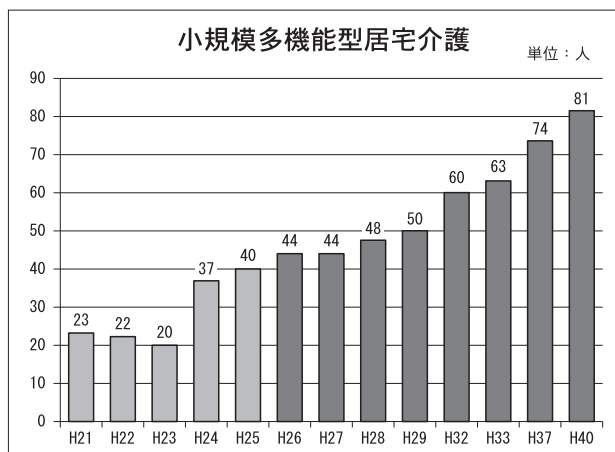


④ 小規模多機能型居宅介護

「通い」を中心として、居宅要介護者の心身の状況、その置かれている環境や希望に応じて、随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせサービスを提供し、在宅での生活継続を支援するサービスです。

現在、市内に2施設（定員50人）が整備されています。

本計画での当該サービスの新規施設は見込みませんでしたが、計画期間中の状況によって、次期以降の計画策定の課題とします。



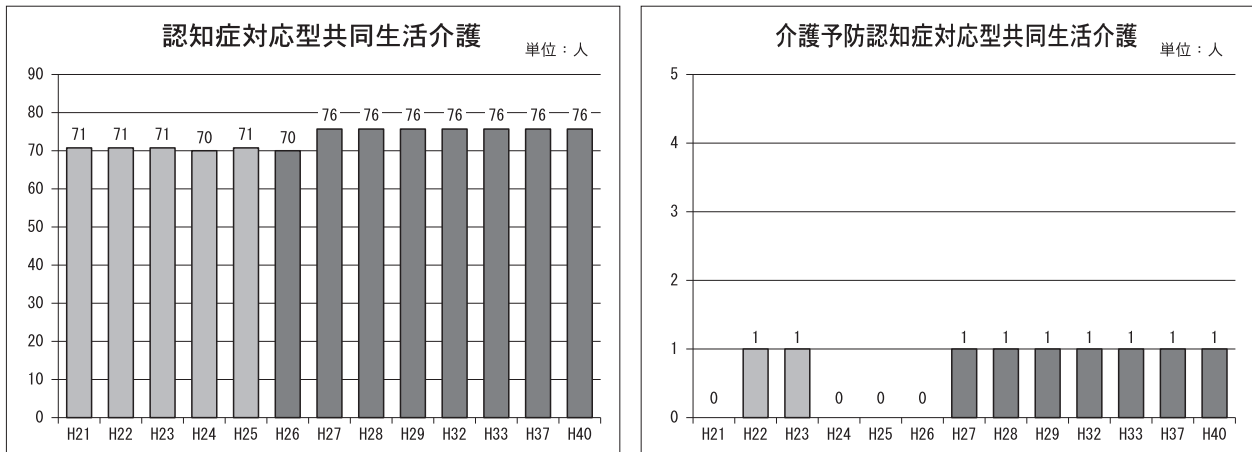
⑤ 認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）

認知症の方がグループホームにおいて、介護や日常生活上の支援、機能訓練を行うサービスです。

現在、市内に5施設（定員63人）が整備されています。

本計画での当該サービスの新規施設は見込みませんでしたが、計画期間中の状況によっ

て、次期以降の計画策定の課題とします。



⑥ 地域密着型特定施設入所者生活介護（定員30人未満の介護専用型特定施設）

入居定員が29人以下の有料老人ホームやケアハウス入居者に対し、介護サービス計画に基づいて、食事や入浴、排せつなどの介助や日常生活の介助、機能訓練などのサービスを提供します。

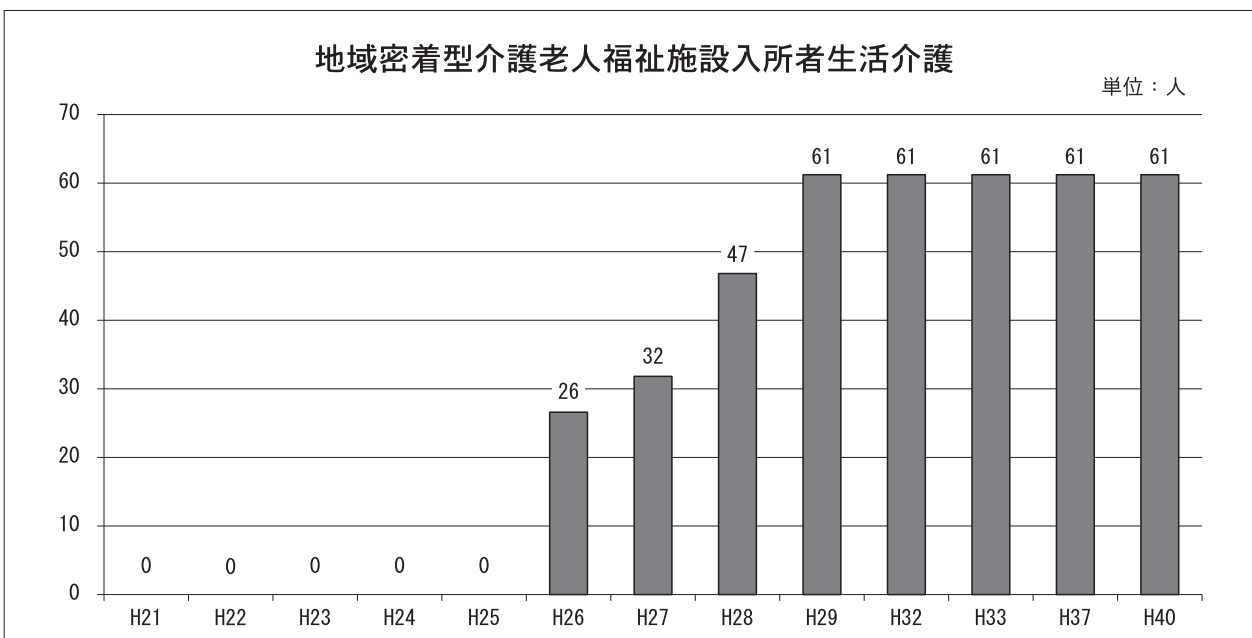
現在、対応施設は市内にありません。

⑦ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（小規模特養・定員30人未満）

介護老人福祉施設で定員が29人以下である場合に該当します。居宅での介護が困難な方が入所して、食事や入浴、排せつなど日常生活の介助、機能訓練などのサービスを提供します。

現在、市内に1施設（定員29人）が整備されています。

今後の特養待機者の推移を勘案し、必要量を確保するために、本計画期間中に1施設（定員29人）を整備します。



第4章 介護保険事業計画の推進

⑧ 看護小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護のサービスに加え、看護師などによる療養上の世話や診療の補助のサービスを受けられます。

本計画での当該サービスは見込みませんでした。今後の事業者参入の意向等を考慮するなかで整備の誘導を図ります。

⑨ 地域密着型通所介護

利用定員18人以下の通所介護について、地域との連携や運営の透明性を確保するため、市町村が指定・監督する地域密着型サービスへ移行されます。【平成28年4月施行】

(4) サービス別給付費の見込み総額

(千円)

区分		平成27年度	平成28年度	平成29年度
	居宅サービス	1,515,496	1,442,999	1,525,834
	地域密着型サービス	441,748	666,130	722,690
	居宅介護支援費	181,624	193,466	204,014
	施設サービス	1,448,270	1,499,297	1,545,479
介護給付費 計 (A)		3,587,137	3,801,892	3,998,018
	介護予防サービス	136,361	122,164	84,758
	地域密着型介護予防サービス	916	1,195	744
	介護予防支援費	17,338	18,294	19,153
予防給付費 計 (B)		154,615	141,653	104,655
特定入所者介護サービス等費 (C)		151,882	161,409	178,624
高額介護サービス等費 (D)		58,309	60,320	62,821
高額医療合算介護サービス等費 (E)		9,342	9,688	10,884
審査支払手数料 (F)		3,346	3,464	3,589
給付費見込額 (A～Fの合計)		3,964,631	4,178,425	4,358,592

2. 地域支援事業

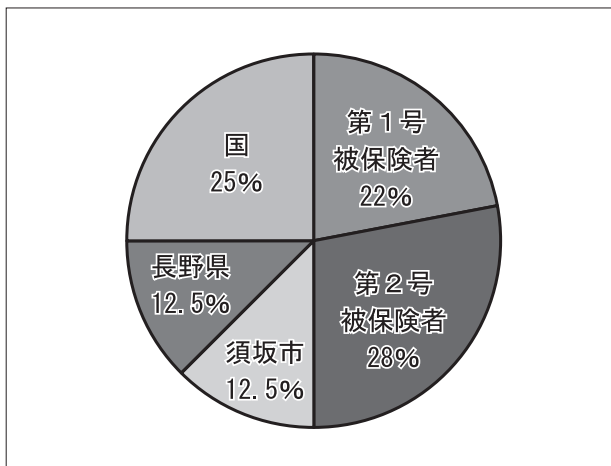
(1) 地域支援事業の制度

第六期介護保険事業計画では、介護保険制度改正において、地域包括ケアシステムの構築に向けて大幅な見直しが行われます。

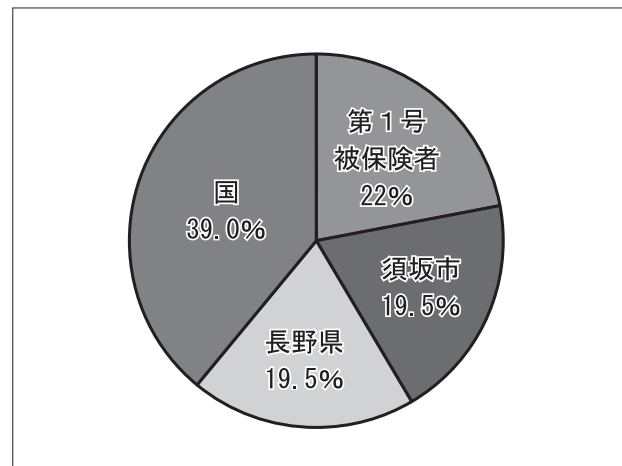
新しい地域支援事業は、①介護予防・日常生活支援総合事業 ②包括的支援事業 ③任意事業で構成され、財源構成は下記のとおりです。

【地域支援事業の財源構成】

【介護予防・日常生活支援総合事業】



【包括的支援事業】



(2) 地域支援事業費の見込み

(千円)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
介護予防・日常生活支援総合事業	111,565	113,558	115,587
包括的支援事業・任意事業	77,336	127,547	131,047
地域支援事業費合計	188,901	241,105	246,634

◆ 地域支援事業費について、須坂市では「介護予防・日常生活支援総合事業」の実施を平成28年度から予定しているため、費用の推計については、現行制度から推計したものです。

3. 総給付費の見込み

高齢化の進展に伴う高齢者数及び要介護認定者数の増加による居宅サービスの利用量の増加、地域密着型サービスや特別養護老人ホーム等の整備計画及び過去の給付実績を踏まえて、第六期の3年間の総給付費を概算で見込んだところ、第五期の約108億円から約23%増加し、第六期は約131億円となりました。

給付費・保険料見込		第六期計画期間（2015－2017）		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度
給付費総額（千円）		3,964,631	4,178,425	4,358,592
在宅サービス		1,921,015	2,028,331	2,098,335
施設・居住系サービス		1,820,737	1,915,213	2,004,339
特定入所者サービス		151,882	161,409	178,624
高額・高額合算		67,651	70,008	73,705
審査支払手数料		3,346	3,464	3,589
地域支援事業費（千円）		188,901	241,105	246,634
介護予防・日常生活総合支援事業		77,336	127,547	131,047
包括的支援事業・任意事業		111,565	113,558	115,587
被保険者数（人）		15,388	15,702	15,965
		保険料基準額	月額（円）	4,768

第九期計画期間（2024－2026）			第十期計画期間（2027－2029）		
平成36年度	平成37年度	平成38年度	平成39年度	平成40年度	平成41年度
5,346,524	5,451,549	5,545,083	5,645,216	5,779,694	5,890,620
2,977,872	3,073,227	3,156,956	3,247,956	3,371,574	3,463,620
2,075,126	2,080,103	2,084,964	2,089,419	2,095,191	2,099,312
193,000	194,457	195,903	197,362	199,177	200,604
96,158	99,280	102,665	105,776	108,936	122,156
4,367	4,482	4,595	4,704	4,816	4,929
285,343	291,866	298,608	303,987	308,287	311,063
158,934	164,336	170,043	174,471	177,890	179,853
126,409	127,530	128,565	129,516	130,397	131,210
16,296	16,270	16,189	16,113	16,064	15,995
保険料基準額	月額（円）	6,188	保険料基準額	月額（円）	6,577

4. 平成37（2025）年のサービス水準等の推計

第六期介護保険事業計画の策定にあたっては、いわゆる団塊の世代が後期高齢者となる平成37年を見据えて、中長期的な視野に立った施策の展開を図ることとされており、須坂市における平成37年のサービス水準等を推計した場合、不確定な要素が多いことから、参考値としての試算となりますが、月額の基本額は6,000円を上回るものと思われます。

第七期計画期間（2018－2020）			第八期計画期間（2021－2023）		
平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度
4,518,716	4,672,528	4,810,841	4,951,426	5,076,052	5,228,801
2,220,762	2,361,430	2,490,429	2,617,140	2,730,215	2,870,532
2,034,851	2,042,357	2,048,066	2,056,097	2,062,331	2,069,556
182,408	184,169	185,471	187,596	189,433	191,440
76,985	80,763	82,961	86,555	89,925	93,016
3,710	3,809	3,914	4,038	4,149	4,257
252,958	259,256	265,673	271,736	276,244	280,358
135,306	139,925	144,725	149,254	152,334	155,157
117,652	119,331	120,948	122,482	123,910	125,201
16,159	16,272	16,341	16,412	16,402	16,316
保険料基準額	月額（円）	5,327	保険料基準額	月額（円）	5,827

第十一期計画期間（2030－2032）			第十二期計画期間（2033－2035）		
平成42年度	平成43年度	平成44年度	平成45年度	平成46年度	平成47年度
5,967,151	6,017,599	6,102,865	6,217,646	6,303,167	6,370,579
3,541,888	3,585,385	3,662,388	3,767,042	3,844,149	3,904,141
2,102,975	2,105,726	2,109,442	2,114,616	2,118,434	2,121,483
201,879	202,765	204,040	205,666	206,947	208,018
115,369	118,571	121,731	124,946	128,149	131,339
5,041	5,152	5,264	5,376	5,488	5,599
312,817	313,601	313,832	313,482	312,383	310,862
180,859	180,953	180,549	179,614	177,977	175,961
131,958	132,648	133,283	133,868	134,406	134,901
15,898	15,820	15,687	15,625	15,580	15,529
保険料基準額	月額（円）	6,922	保険料基準額	月額（円）	7,302

第5節

第1号被保険者の保険料

1. 給付と負担の関係

65歳以上の介護保険料（第1号保険料）は、市町村（保険者）ごとに決められ、額はその市町村の被保険者が利用する介護保険サービスの水準を反映した金額になります。

介護保険料は、3年を1期とする介護保険事業計画期間中のサービス（給付費）の利用見込量に応じたものとなります。従って、サービスの利用量が増加すれば保険料は上がり、利用量が減少すれば下がることになります。

全国平均の介護保険料基準額（月額）は、第一期の2,911円から第五期は4,972円と約1.71倍となりました。須坂市の介護保険料基準額（月額）は、第一期の2,267円から第五期は4,541円と約2倍となりました。

2. 第六期の介護保険料基準額

（1）第1号被保険者の負担率

第1号被保険者の総給付費に対する負担率は、第1号被保険者と第2号被保険者の人口比率によって決定します。第五期の第1号被保険者の負担率は21%でしたが、第六期は高齢者数の増加により22%に改正されました。

（2）保険料基準額

保険料基準額の算定にあたっての総給付費の見込みは、高齢化の進展に伴う高齢者数及び要介護認定者数の増加による介護サービスの利用量の増加、施設開設によるサービスの充実などが上昇の要因となります。

この総給付費見込額から、第六期の保険料を試算した場合、月額の基準額は、4,768円になりました。

（3）公費による軽減強化

第六期の介護保険事業計画において、低所得者の保険料軽減のために公費を投入することとされたため、平成27年度・28年度には、第1段階の保険料負担率が0.475から0.05軽減され、平成29年度には、第1段階、第2段階、第3段階の保険料率がさらに軽減される予定です。その軽減に要する費用については、国が1／2、長野県が1／4、須坂市が1／4を負担します。

須坂市の第六期保険料基準額（月額）4,768円

区分		所得段階	負担率	保険料 (月額)
軽減される方	第1段階	生活保護被保護者、世帯全員が住民税非課税の老齢福祉年金受給者、世帯全員が住民税非課税かつ本人年金収入等80万円以下	基準額 ×0.475	27,180円
	第2段階	世帯全員が住民税非課税かつ本人年金収入等120万円以下	基準額 ×0.60	34,330円
	第3段階	世帯全員が住民税非課税かつ本人年金収入等120万円超	基準額 ×0.65	37,190円
	第4段階	本人が住民税非課税かつ本人年金収入等80万円以下	基準額 ×0.90	51,500円
基準	第5段階 (基準段階)	本人が住民税非課税かつ本人年金収入等80万円超	基準額 ×1.00	57,220円
割増となる方	第6段階	本人が住民税課税かつ前年の合計所得金額90万円未満	基準額 ×1.20	68,660円
	第7段階	本人が住民税課税かつ前年の合計所得金額125万円未満	基準額 ×1.25	71,530円
	第8段階	本人が住民税課税かつ前年の合計所得金額160万円未満	基準額 ×1.35	77,250円
	第9段階	本人が住民税課税かつ前年の合計所得金額200万円未満	基準額 ×1.40	80,110円
	第10段階	本人が住民税課税かつ前年の合計所得金額250万円未満	基準額 ×1.55	88,690円
	第11段階	本人が住民税課税かつ前年の合計所得金額320万円未満	基準額 ×1.60	91,550円
	第12段階	本人が住民税課税かつ前年の合計所得金額400万円未満	基準額 ×1.625	92,980円
	第13段階	本人が住民税課税かつ前年の合計所得金額400万円以上	基準額 ×2.00	114,440円

※この表の負担率は、公費による軽減強化前の負担率です。

第6節 低所得者等への対応

1. 施設サービス及び短期入所サービスの負担額の軽減

施設サービスや短期入所サービスを利用する際の居住費・食費について、所得等に応じた利用者負担限度額を設け、低所得者の負担軽減を図ります。

2. 高額介護（予防）サービス費

1か月に受けた介護保険サービスの利用者負担の合計額が所得に応じた上限額を超えた場合、その超えた費用を高額介護（予防）サービス費として支給します。

3. 高額医療合算介護（予防）サービス費

医療保険及び介護保険の自己負担の合計額が著しく高額になる場合に負担を軽減するため、限度額を設け、その限度額を超える差額を高額医療合算介護（予防）サービス費として保険給付します。

4. 社会福祉法人、介護保険サービス提供事業者による利用者負担軽減

生計が困難な方を対象に、社会福祉法人等の提供する介護保険サービスの利用者負担減額を行います。

5. 旧措置入所者への対応

介護保険制度の施行以前から介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）に入所していた方（旧措置入所者）に、平成12年4月1日から所得に応じて軽減措置を設けており、当分の間延長することとされています。また、平成17年10月から、居住費・食費の自己負担額が導入されましたが、従前の費用徴収額を上回ることはないよう負担軽減措置を設けています。

6. 境界層該当者への対応

介護保険制度においては、介護保険料や施設サービス等の居住費・食費に利用者負担限度額、高額介護（予防）サービス費の利用者負担上限額について、本来適用されるべき基準を適用すれば生活保護を必要とするが、それよりも低い基準を適用すれば生活保護を必要とし

ない状態となる方（これを「境界層該当者」という）については、その低い基準を適用とすることとしています。

7. 利用者負担の援護事業（市単独事業）

低所得の方で特に生計が困難な方に対して利用者負担額を軽減します。

